



みやぎの多面的機能支払交付金

高めよう 地域協働の力！

令和元年度 第3号

ぐるみ



～ Contents ～

◆ 協議会からの情報提供

- ・ 令和元年度 多面的機能支払交付金の取組状況（見込み）
- ・ 令和2年度の多面的機能支払交付金について
- ・ 東北農政局による抽出検査の実施
- ・ 第3回市町村担当者会議
- ・ 令和元年度末で事業実施期間の終期を迎える組織

◆ 令和元年度 実施状況アンケート調査結果

◆ 協議会からのお知らせ

- ・ 多様な人材の参画・女性の参加の推進
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる総会等の取扱いについて

のんびり 第7回みやぎのふるさと
農美里フォトコンテスト「ふるさと賞」
【加美町】

令和元年度 多面的機能支払交付金の取組状況（見込み）

宮城県全体で988組織（全国では約2万8千組織）が多面的機能支払交付金事業に取り組み、県内農振農用地の62%にあたる約7万4千ヘクタールをカバーしています。今年度は、新たに20組織が新規活動組織として加わりました。

項 目	組織数
活動組織数	988組織
農地維持支払	988組織
資源向上支払 （共同活動）	621組織
資源向上支払 （施設の長寿命化）	83組織

※ 資源向上支払（施設の長寿命化）のみの組織（1組織：仙台市）については、カバー率の算定の対象とならないことから、右表の「取組面積」「組織数」には含まれていません

交付金額（県全体）	27億3千万円
農地維持支払交付金	17億8千9百万円
資源向上支払交付金（共同活動）	8億4百万円
資源向上支払交付金（施設の長寿命化）	1億3千7百万円



市町村	取組面積（ha）	組織数
白石市	407	19
角田市	2,317	40
蔵王町	309	9
七ヶ宿町	220	6
大河原町	209	8
村田町	588	5
柴田町	646	13
川崎町	367	7
丸森町	1,314	34
仙台市	3,082	49
塩竈市	40	1
名取市	1,563	19
多賀城市	262	6
岩沼市	1,253	19
富谷市	295	6
亘理町	2,965	3
山元町	318	8
松島町	659	6
七ヶ浜町	121	1
大和町	1,810	35
大郷町	1,390	16
大衡村	910	10
大崎市	10,042	147
色麻町	2,030	22
加美町	3,687	41
涌谷町	1,848	18
美里町	4,360	20
栗原市	8,755	136
登米市	11,899	146
石巻市	7,369	18
東松島市	2,191	27
気仙沼市	575	75
南三陸町	151	18
計	73,953	988
宮城県の農振農用地面積（119,764ha）に対するカバー率	62%	

※ 各市町村の「取組面積」についてはha以下を四捨五入して表示

※ 市町村跨りが3組織あるため、合計で3減している（大崎市と美里町1,東松島市と美里町1,栗原市と登米市1）

令和2年度の多面的機能支払交付金について

「多面的機能支払交付金」に係る国の令和2年度予算の概算決定額が、486億52百万円（前年度同額）と公表されました。内訳として、地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する「本体交付金」が470億50百万円。都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援する「推進交付金」が16億2百万円となっております。



令和2年度 一部改正のポイント



令和2年度、これまでの支援内容への拡充や加算措置要件の緩和など一部改正されます
（※内容は令和2年3月時点となり、見直しの可能性もありますのでご了承ください）

1 資源向上支払交付金「多面的機能の増進を図る活動」の取組内容の拡充

1 「57 医療・福祉との連携」を

「57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用」に拡充します

やすらぎや教育の機能といった農業・農村が本来持つ魅力を活かした活動が追加されます

2 「55 防災・減災力の強化」の中で

「災害時における応急体制の整備」も対応可能とします

活動組織内外との連絡・協力体制の構築等の活動を追加します

2 資源向上支払交付金「農村協働力の深化に向けた活動」への加算要件緩和

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が8割以上から6割以上に緩和されます（ただし、6割以上が参加する複数の実践活動を複数日で行うこと）

3 自然災害時の交付金の組織間の交付金融通

甚大な自然災害により被災した場合、早期の営農再開に向け、

被害があった対象組織間で既配分の交付金の融通を可能とします

※交付金の融通については様々な手続きが必要となりますので、市町村までお問合せください

4 労働安全対策について

1 農地維持及び資源向上活動にかかる「活動前の安全点検」項目を追加します

作業中事故の未然防止のため、実践活動の前に安全点検を行うことを交付要件とします

2 具体的な取組として「共同活動で使用する機械に関する研修会、

講習会等の開催及び参加」を追加します

東北農政局による抽出検査の実施

令和2年2月3日と4日の2日間、農地維持支払及び資源向上支払（共同）の活動に係る東北農政局の抽出検査が、仙台市役所及び宮城県土地改良会館（仙台市青葉区）を会場に行われ、仙台市、松島町の2市町、10組織が受検しました。

検査では、事前に提出された組織ごとの事業計画書、活動記録や金銭出納簿に基づき、領収書や書類の整理状況、活動の内容、各種計画の策定、交付金の使途や残高等について検査が行われました。

併せて、総会の成立状況や議事録の周知方法についても確認が行われました。



令和元年度 第3回担当者会議



令和2年2月5日に、宮城県自治会館（仙台市青葉区上杉）において、多面的機能支払交付金に係る「第3回担当者会議」を開催しました。

会議には市町村等の担当者約60名が出席し、1月27日に開催された東北農政局主催の「管内担当者会議」の情報提供や宮城県における事業実施にあたっての注意事項等について事務局から説明し、併せて質疑応答を行いました。

令和元年度末で事業実施期間の終期を迎える組織

令和元年度末で事業実施期間の終期を迎える組織においては以下の対応が必要となります。

1. 地域資源保全管理構想の策定

農地維持支払交付金の交付を受けて活動を実施している組織は、活動期間中に「地域資源保全管理構想」を策定し、市町村長に提出する必要があります。策定されなかった場合、事業計画の認定年度に遡って交付金を返還することとなりますのでご注意ください。

2. 事業計画の再認定

令和2年度以降も継続して活動に取り組む組織は、新規組織と同様、新たに事業計画の認定を受ける必要があることから、各組織の総会等を経て必要な書類を整え、令和2年度早々に市町村長へ認定申請を行う必要があります。



3. 交付金の清算

令和元年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還します。但し、令和2年度以降も継続して活動に取り組む組織については、活動の円滑な継続のために、令和2年度始めに支出することが必要な活動に要する金額のみ、持越しすることができます。

令和元年度 実施状況アンケート調査結果



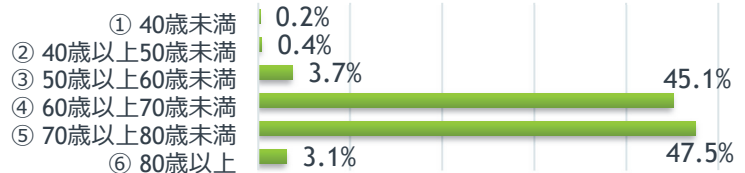
多面的機能支払交付金に係る「令和元年度実施状況アンケート」の調査結果を取りまとめましたので、今後の組織運営や活動の参考としてください。なお、回収率は82.0%（989組織中811組織）でした。ご協力ありがとうございました。

問1 多面的機能支払交付金事業全般について、お聞かせください。

(1) 代表の方の年齢について

教えてください。

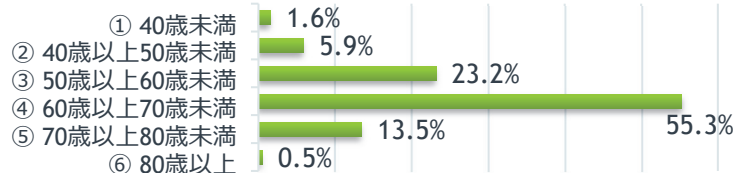
昨年度に比べ、全体的に年齢構成がスライドした形で上昇したようです。



(2) 書記（庶務）を担当されている方の年齢について教えてください。

教えてください。

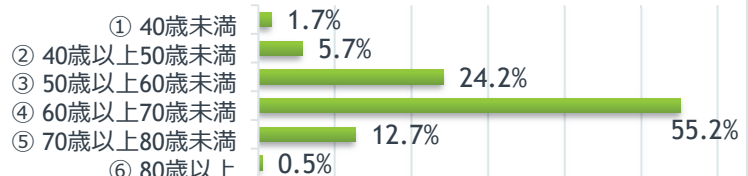
昨年度に比べ、全体的に年齢構成がスライドした形で上昇したようです。



(3) 会計を担当されている方の年齢について教えてください。

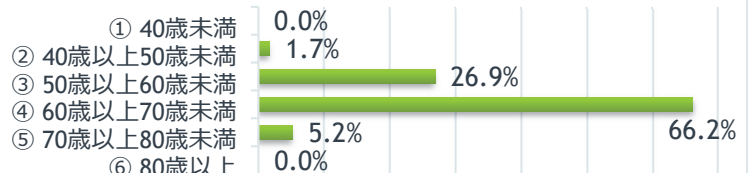
教えてください。

昨年度に比べ、全体的に年齢構成がスライドした形で上昇したようです。



(4) 構成員（草刈り等の基礎活動に参加される方）の方々のおよその平均年齢について教えてください。

教えてください。

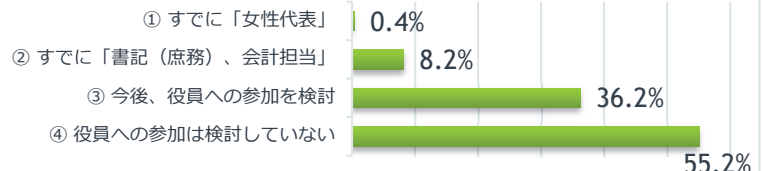


(5) リーダー育成に取り組んでいる事、意識や工夫をしている事（10ページに抜粋して記載）

(6) 女性の役員参加について教えてください。

教えてください。

女性の活躍が期待されておりますので、ぜひご検討をお願いします。



(7) (6)に関して、貴組織の活動への女性の参加について教えてください。（複数回答可）

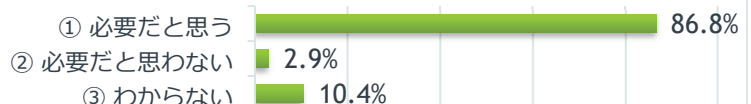
教えてください。（複数回答可）

今年度、新たに追加した設問です。

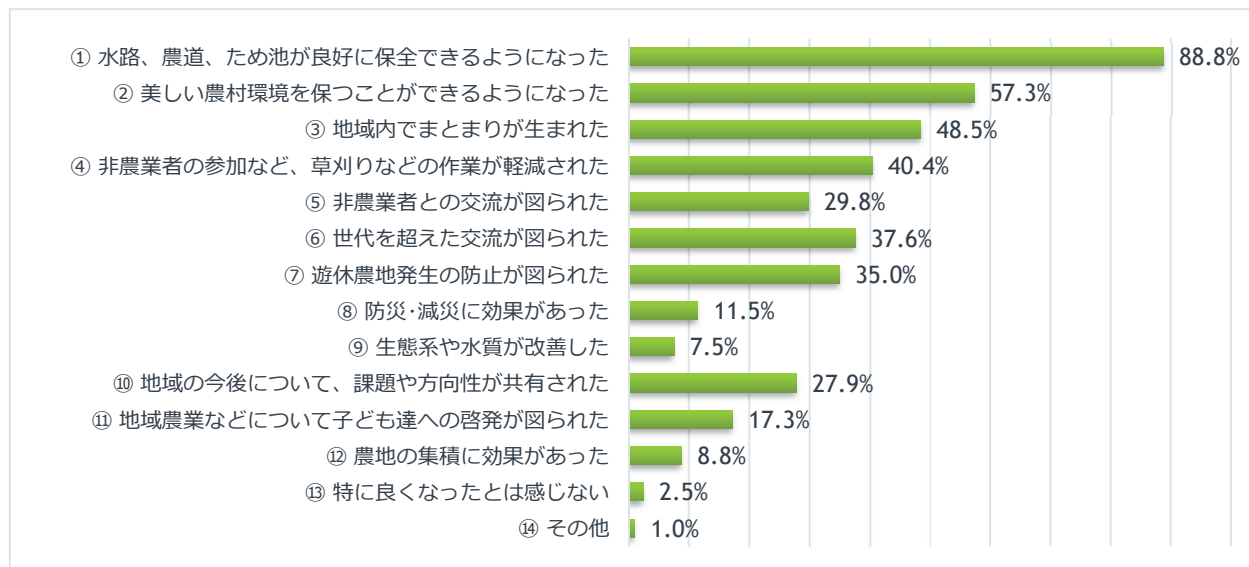


(8) 集落営農又は担い手を育成するために、多面的機能支払の取組が必要だと思いますか。

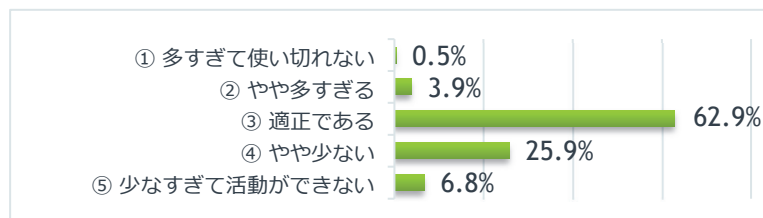
教えてください。



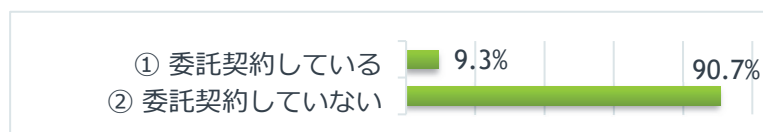
(9) 多面的機能支払交付金事業に取り組んだことにより、地域で「良くなった」と感じる事があれば教えてください。(複数回答)



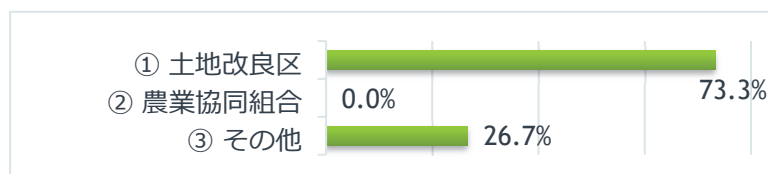
(10) 今年度交付された農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(共同活動)の額について、どのように考えていますか。



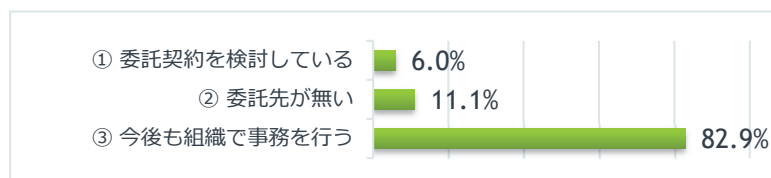
(11) 貴組織の事務の一部を委託契約していますか。



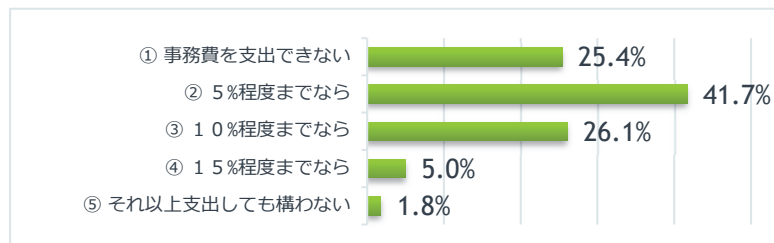
(12) 上記(11)で「1 委託契約している」と回答した方のお答えください。委託先はどちらの団体ですか。



(13) 上記(11)で「2 委託契約していない」と回答した方のみ、今後、事務の一部を委託契約したいと考えていますか。



(14) 参考までにお教えください。仮に貴組織の事務を外部に委託するとした場合、どのくらいの事務費が適当と考えますか。



(15) 貴組織が安定的に活動を継続出来るのは、この先、およそ何年くらいまでと考えていますか。

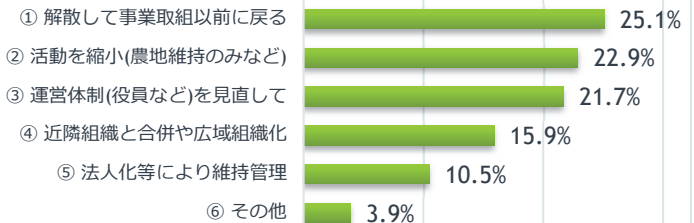


- (16) 前項(15)で、そのように判断したのは主にどのような理由からですか。(複数回答)

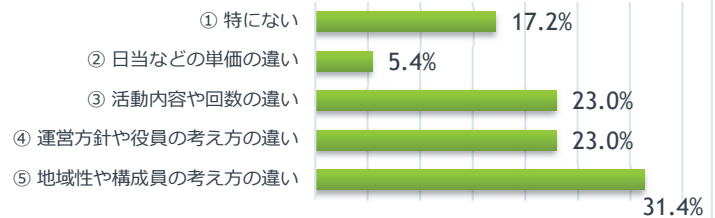
「その他」の主な理由は「高齢化の進行」でした。



- (17) 上記(16)の回答に関連し、もし、組織の取組が「困難」となった場合、水路や農道、景観などの地域の保全をどのように実施していく予定ですか。



- (18) 上記(17)で「4. 近隣の組織との合併や広域組織に参加して活動を継続する」と回答した方のみお答えください。合併や広域組織に参加する際に不安となるものはありますか。(複数回答)



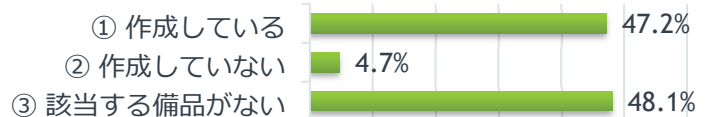
- (19) 参考までにお伺いします。将来、地域の一定のまとまりで広域組織へ移行する案が出た場合、貴組織は広域組織(協定)に参加しますか。



- (20) 上記(19)で「2. 広域組織に参加しない」と回答した方のみお答えください。参加しない理由は主にどのようなものですか。



- (21) 交付金で購入した器具・備品について、備品台帳を作成していますか。



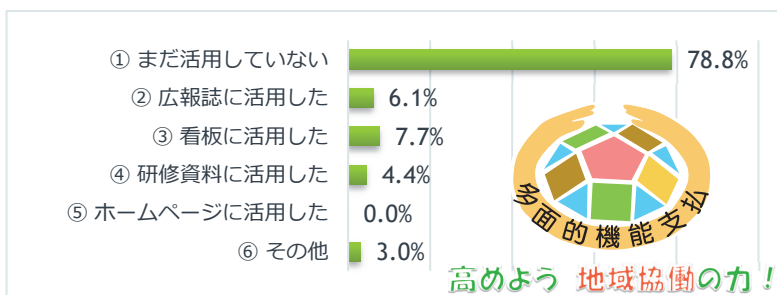
- (22) 農地維持支払、又は農地維持支払と資源向上支払（共同活動）の交付金を活用して、「施設の長寿命化のための活動」の取組を実施することができますが、この方法で長寿命化対策の取組を実施する予定はありますか。

この方法で長寿命化対策の実施を検討の際は市町村担当課まで必ずご相談ください。
実施には総会等での合意、市町村の認定手続きが必須です。



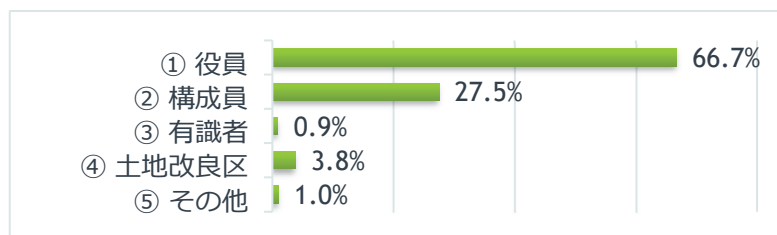
- (23) 国において多面的機能支払交付金に係る『ロゴマーク』と『キャッチフレーズ』が作られました。貴組織の活動実績について教えてください。

昨年度に比べ、活用している組織が大きく増えたようです。引き続き、皆様の活動について広く知っていただくため、ぜひご活用をお願いします！

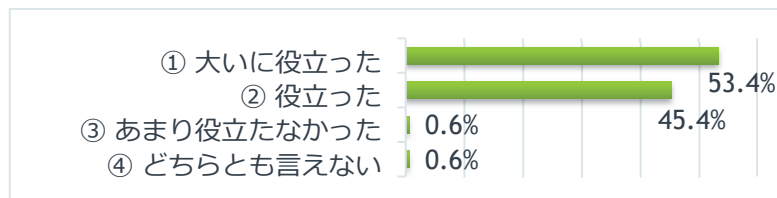


問2 農地維持支払の活動について、お聞かせください。

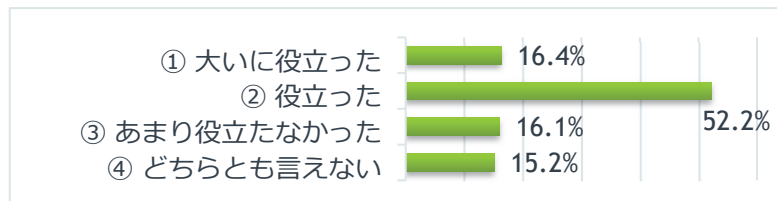
- (1) 年度活動計画の策定に伴い、施設の「点検」はどなたが実施していますか。（複数回答）



- (2) 本交付金は農地、農業用施設（水路、農道、ため池等）の適切な保安全管理に役立ちましたか。



- (3) 遊休農地の発生防止に、本交付金がどの程度役立っていると思いますか。



- (4) 農地維持支払交付金の活動要件である『地域資源の適切な保安全管理のための推進活動（農業者による検討会、地域住民等との意見交換会、農業者・地域住民等への意向調査など）』（毎年度1回以上実施）は、これからの地域資源の保安全管理に役立つと思いますか。

平成30年度で事業最終年度を迎えた組織が多かったこともあり、年々①、②が増加傾向にあります。
「推進活動」を通じて地域の今後の課題を整理することが重要であることが確認された結果と推察されます。

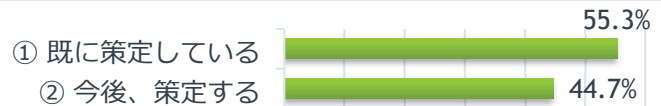


- (5) 『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』の資料、会議録及び調査結果等を作成し保管していますか。



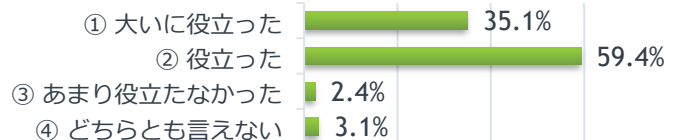
年々増加傾向にあります。推進活動については、「自己評価」などにおいても継続した効果の推移を確認しておりますので、各年度の内容の記録、保管をお願いいたします。

- (6) 『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想」として、適切な保全管理に向けて取り組むべき活動・方策等を取りまとめるよう義務づけられていますが策定しましたか。

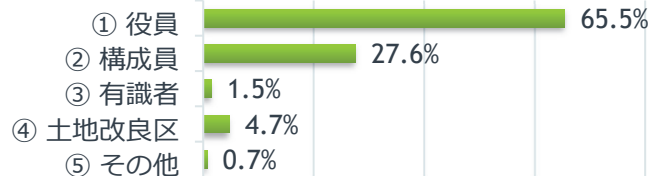


問3 資源向上支払（共同活動）の「施設の軽微な補修」について、お聞かせください。

- (1) 農地、農業用施設（水路、農道、ため池等）の補修に役立ちましたか。



- (2) 年度活動計画の策定に伴い、施設の「機能診断」はどなたが実施していますか。（複数回答）



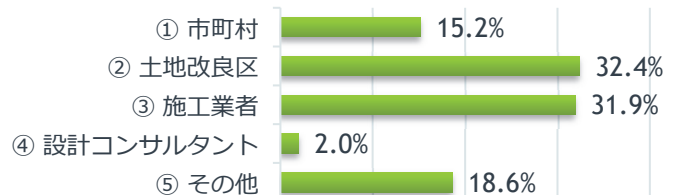
- (3) 機能診断の結果、貴活動組織では「軽微な補修」を実施（又は実施予定）しましたか。



- (4) 上記（3）で「1 実施した（又は実施予定あり）」と回答した方のみ。農業用施設の補修を行う場合、どなたかに技術的な指導等を受けていますか。



- (5) 上記（4）で「1 受けている」と回答した方のみお答えください。それはどちらの団体ですか。（複数回答）



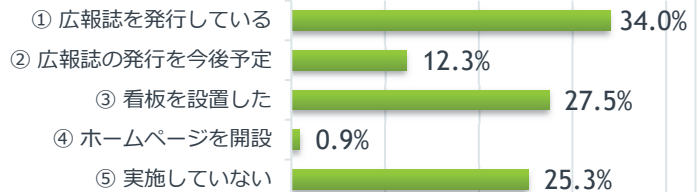
昨年度に比べ、市町村からの助言が増えているようです。

問4 資源向上支払（共同活動）の「農村環境保全活動」について、お聞かせください。

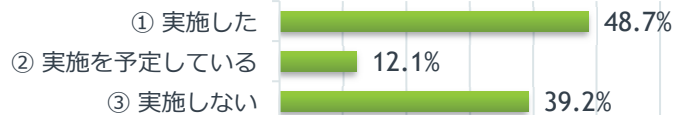
- (1) 広報活動を今年度を実施していますか。(複数回答)

広報誌や看板設置のほか、回覧や集会所の掲示版を活用するなど、たくさんの方々がこの活動を理解し参加してくれるよう広報しましょう。

また、インターネットを活用したホームページ制作やSNS（会員制のコミュニケーションツール）の活用など、発信方法は様々です。



- (2) 地域住民等との交流活動、学校教育、行政機関等との連携を今年度を実施しましたか。



問5 農業用施設の資源向上支払（施設の長寿命化）の取り組みについて、お聞かせください。

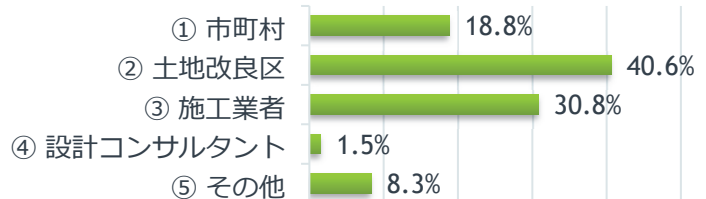
- (1) 工事は、地域のみなさんでの直営施工ですか。業者への委託施工ですか。



- (2) 施工箇所の設計や工事の際に、どなたかに技術的な指導等を受けていますか。



- (3) 上記(2)で「1 受けている」と回答した方のみお答えください。それはどちらの団体ですか。(複数回答)



- (4) 対象施設の補修・更新等を行う場合、施設の財産管理者、底地所有者と協議して取り組んでいますか。



- (5) 更新等を行った施設については、財産管理台帳を作成し財産譲渡していますか。



■ 次世代のリーダー育成について

アンケート問1（5）で『リーダー育成に取り組んでいる事、意識や工夫をしている事』について、「次世代の若者や女性の方々をすでに役員等に取り込んでいる、声がけをしている」と回答のあった組織は約230組織あり、昨年度の160組織から大幅に増加しました。

一方で、「なり手がいない」、「定年が延長されて若手の育成ができない」などの回答も多数ありました。以下のようなご回答やご意見もありましたので、参考に一部ご紹介します。

- ・青年会などのリーダーを役員に充てている
- ・庶務・会計をそれぞれ2人体制にしている
- ・女性の意見を反映させるべく役員会にテーマに応じて参加してもらうようにしている
- ・行政区の役員と兼務としている
- ・実行組合と連携している
- ・地区民全員を構成員として一世帯から何人でも参加して良い事としている
- ・役員（事務局）の養成のため複数の役員（後任者）も選任して一定期間一緒に事務作業にあたっている
- ・非農家も含めて選任している
- ・PTA役員を組織の役員にして連携している

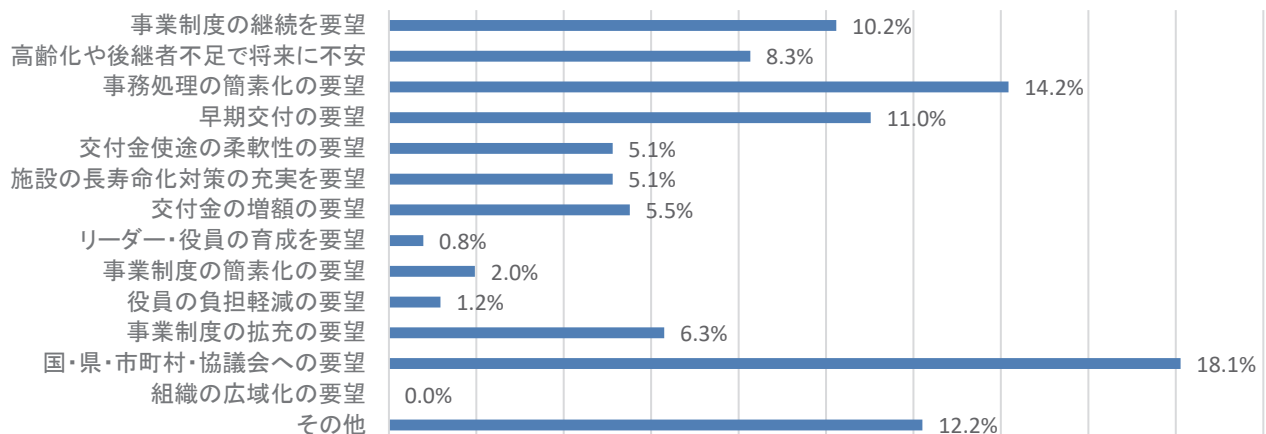
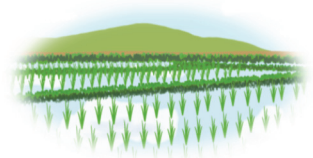
今年度、問1（7）において、新たに『活動への女性の参加』についての設問を追加いたしました。草刈りなどの基礎活動に女性が参加している組織が37%、植栽などの農村環境保全活動に参加している組織は41%という結果となりました。

一方で、女性の事務作業への参加については5%、活動には不参加または構成員に女性がいないと回答のあった組織が合わせて16%と、運営への女性参加比率が低い結果となりました。

国では、活動組織の安定的な継続のため、多様な人材の参画として女性や非農家の方々の参加を推進しておりますので、さらなるご理解をお願いいたします。

■ ご要望・ご意見について

多面的機能支払交付金事業に関して、ご意見・ご要望が250件ほど寄せられました。項目別に分類したところ、以下のような結果となりました。



ご要望やご意見が多かった項目は「事務処理の簡素化」や「交付金の早期交付」の要望でした。令和元年度は、再認定組織の認定手続き作業や様式変更に伴うデータの入力作業が伴ったことから、例年より交付時期が遅くなった市町村もあり、これらの意見、要望が多くなったと考えています。

ほかに、「国・県・市町村・協議会への要望」として、更なる制度の充実や中山間地域などの条件不利地への交付単価の増額要望などがありました。

これらのご意見、ご要望やアンケート結果については関係機関と共有し、見直しが必要なものについて検討、要望していきたいと考えていますので、今後とも、ご理解とご協力をお願いします。

協議会からのお知らせ

多様な人材の参画・女性の参加を推進しています！



活動組織

- ・毎年同じ活動が続きマンネリ化…
- ・参加者の減少で活動の継続が難しい…
- ・後継者が不在…

集落内の女性

- ・女性が少なく活動に参加しづらい…
- ・もっと違う活動をやってみたいけど、声を上げづらい…

役員に女性が参加することで！

活動組織

- ・子供会や老人会の参加者が増える！
- ・集落全体のコミュニケーションが
活発化！
- ・内容が充実し、楽しい活動が可能に！



集落内の女性

- ・メニューや時間など女性も参加しやすく
見直される！
- ・女性参加者が増加し、意見がいいやすい！
- ・地域の繋がりが深まり、雰囲気明るく！

このような効果も期待されますので、多様な人材の参画や女性の参加へのご理解と積極的な活動をお願いいたします。



新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる総会等の取扱いについて

すでに3月初旬に周知したところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大について、過去に例を見ない緊急事態であることを踏まえ、「総会または運営委員会の開催・議決等」については以下のとおりとする旨、農林水産省より連絡がありましたのでお知らせいたします。

- 1 総会または運営委員会について、「書面等（メール等も可）により開催・議決」することができる。ただし、コロナウィルス感染にかかる今回の事態に限る。
- 2 成立及び議決については、各組織の規約に定めた条件（過半数や2／3等）を満たしているか資料等を整理・保管し、確認ができるようにしておくこと。
- 3 都道府県または市町村にあっては、任意にその他事項を規定できるものとする。



広報誌 ぐるみ（令和元年度第3号）令和2年3月発行
宮城県多面的機能支払推進協議会

〒980-0011

仙台市青葉区上杉二丁目2番8号（宮城県土地改良会館内）

TEL 022-263-5829 Fax 022-268-6390

ホームページ <http://www.nmk-miyagi.org/>

E-mail info@nmk-miyagi.org